

The background features three gray squares of different sizes. A large square is in the upper right, a medium square is in the lower left, and a small square is centered near the bottom.

相続税法 計算テキスト

は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原
税理士講座教職員一同

目次

ガイダンス

1 相続税法の概要

相続税法の概要	2
---------	---

2 民法

相続税と民法	6
--------	---

相続人	7
-----	---

代襲相続	16
------	----

本来の相続人が被相続人の養子となっていた場合の その養子の子の取扱い（代襲相続の有無）	20
--	----

相続の承認と放棄	28
----------	----

相続分	30
-----	----

遺言による財産の取得	34
------------	----

特別養子制度	36
--------	----

3 納税義務者

相続税の納税義務者（特定納税義務者を除く）	38
-----------------------	----

特定納税義務者	42
---------	----

相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の 死亡の日以前に死亡している場合（権利義務の承継）	44
--	----

財産の所在	50
-------	----

人格のない社団等に納税義務が生じる場合	52
---------------------	----

4 生命保険金等

生命保険金等	58
--------	----

契約者貸付金等がある場合の保険金	62
------------------	----

契約者が取得したものとみなされる生命保険契約に関する権利	64
------------------------------	----

生命保険金等の非課税金額	66
--------------	----

保険金の評価	74
--------	----

5 退職手当金等

退職手当金等	84
--------	----

弔慰金等	86
------	----

退職手当金等の非課税金額	90
--------------	----

6	生命保険契約に関する権利	
	生命保険契約に関する権利	94
	被保険者でない保険契約者が死亡した場合	98
7	定期金に関する権利	
	定期金に関する権利	102
8	保証期間付定期金に関する権利	
	保証期間付定期金に関する権利	108
9	契約に基づかない定期金に関する権利	
	契約に基づかない定期金に関する権利	114
10	低額譲受等	
	贈与税が課税される場合（土地等を除く）	118
	相続税が課税される場合	122
	負担付遺贈・贈与	124
11	非課税財産	
	相続税の非課税財産	128
	措法70の非課税	130
12	相続時精算課税適用財産	
	相続時精算課税適用財産	136
13	債務控除	
	債務控除	140
	特定納税義務者の債務控除	152
14	生前贈与加算	
	生前贈与加算	158
15	相続税額の計算	
	相続税額の計算方法	164
	相続税の総額	168
	算出相続税額の計算	174
	法定相続人の数	176
	本来の財産	182
16	相続税額の加算	
	相続税額の加算	190

17	税額控除	
	贈与税額控除（暦年）	198
	配偶者の税額軽減	208
	未成年者控除	214
	障害者控除	224
	相次相続控除	236
	贈与税額控除（精算）	244
18	贈与税	
	贈与税の概要	250
	贈与税の納税義務者	252
	相続時精算課税制度の概要及び贈与税額の計算	264
	贈与税の非課税財産	272
	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例	276
	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	278
	贈与税の配偶者控除	290
	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	294
	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	308
	総合問題から相続開始年分の贈与税を計算する場合	314
19	納税猶予	
	非上場株式等の贈与税の納税猶予の特例	320
	非上場株式等の相続税の納税猶予の特例	326
	個人の事業用資産の贈与税の納税猶予	332
	個人の事業用資産の相続税の納税猶予	338
	参考	
	電卓テクニック	346

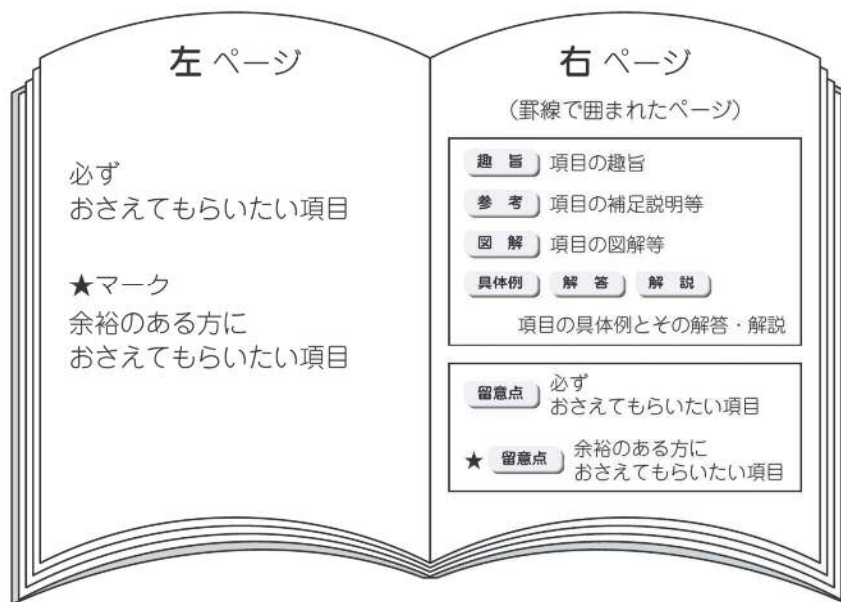


ガイドンス

テキスト項目の位置づけ

テキストには合格に必要なものが掲載されていますので出来る限り全ての項目の理解をしておさえる必要があります。ただ、個々の学習環境は様々ですので復習をする際、項目に強弱があった方が復習しやすい方も多いかと思います。

そこで、テキストに掲載している合格に必要な項目の中でも強弱をつけていますので、テキストの項目の位置づけについては下記の図解を参考にしてください。



(注) ★項目及び★ 留意点 に対応する 趣旨 参考 図解 具体例 解答 解説 のアイコンについても★マークが付きます。

1. テキストの★印

テキストの★印は、本試験の出題の可能性を考慮して、学習の優先度合（順位）が下がる項目の目安として付しています。学習の効率化を図るため、まずは★印のない項目を優先して復習するなど活用してください。

2. 左・右ページを使い分けています

左ページは条文に忠実に従い、本試験に出題される項目を簡潔に掲載し、ポイントとなる語句、文章は太字で表示し、理解しやすいようにまとめてあります。

なお、右ページは左ページで取りあげた項目に、更に理解が深まるように図解・留意点等を掲載してあります。

条文の引き方

① 略記について

テキスト等では、相続税法及び関係諸法令を次のように略記していますので注意してください。

民法→民、相続税法→法、相続税法施行令→令、租税特別措置法→措法
租税特別措置法施行令→措令、国税通則法→国通 など

② 条文の引き方

① 各条文は、まず大きく「第〇〇条」というように「条」によって区分されています。

② 「第〇〇条」の中をさらに細かく区分するときは「第〇〇項」（条文上は、2、3、4のように算用数字で表示されています。）というように「項」を用います。

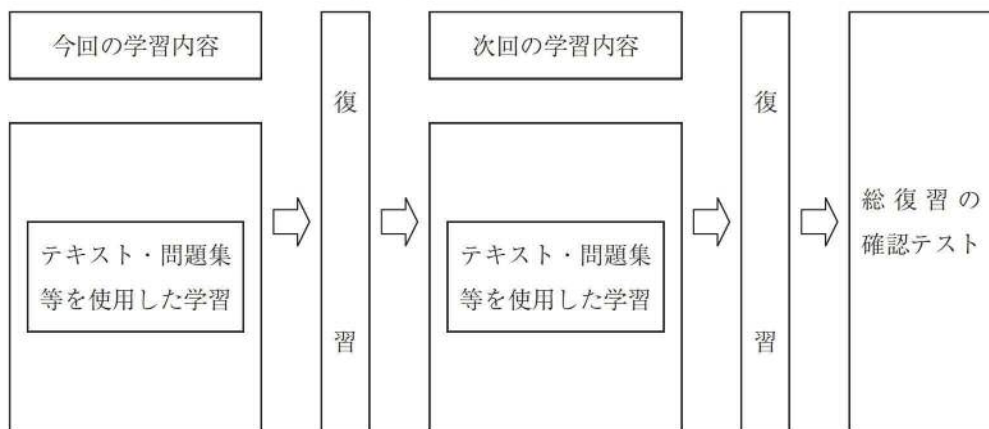
（注） 条文上では「第1項」（1という算用数字）は明示されていませんが、「第〇〇条」のすぐ下にかかれた文言が「第1項」になります。

③ 「第〇〇項」の中をさらに細かく区分するときは「第〇〇号」（条文上は、一、二、三のように漢数字で表示されています。）というように「号」を用います。

（注） テキスト等では、「相続税法第12条第1項第5号」を「法12①五」と略記しますので注意してください。

各教材を使用した学習方法

テキスト、問題集を以下のように有効に使用してください。



【相続税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定してください。



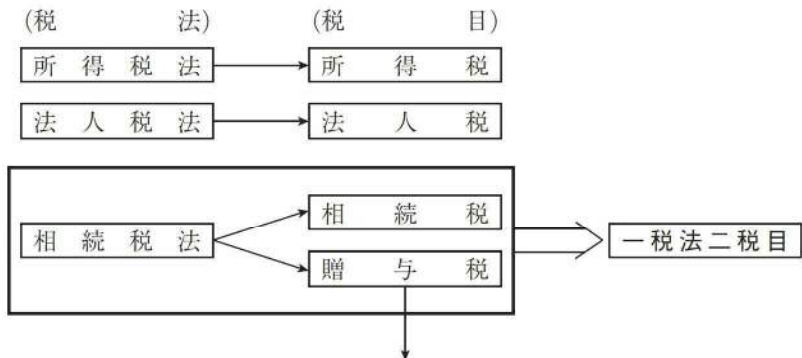
1

相続税法の概要

相続税法の概要

① 相続税と贈与税

(1) 概要

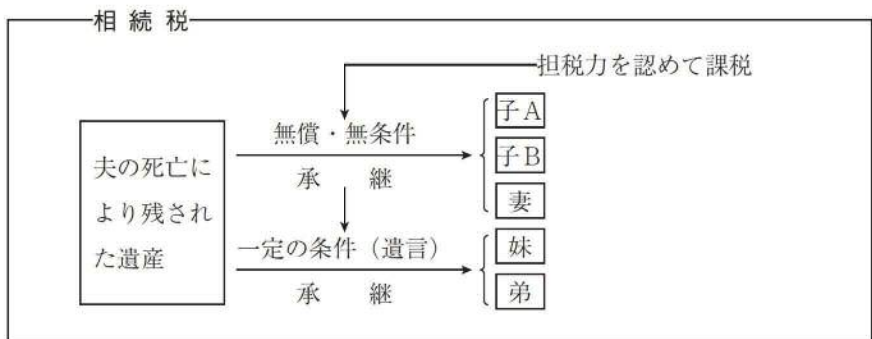


(贈与税法という法律はない。)

相続税法とは、原則として個人間における財産の無償による移転について担税力を認めて課税する税法である。

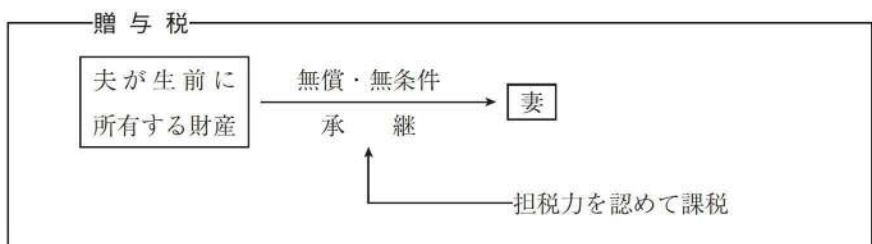
(2) 相続税

相続税は、人の死亡により、その死んだ人（被相続人）の残した遺産を取得した人（相続人等）が、取得した財産に対して課される税である。



(3) 贈与税

贈与税は、生前に贈与によって財産を取得した場合に、その取得した財産に対して課される税である。



参 考 所得税法・法人税法

- ・ 所得税法…個人の所得等（収入もしくは利益）を課税物件（課税標準）とする税法である。
- ・ 法人税法…法人の所得等を課税物件（課税標準）とする税法である。

参 考 一税法二税目

相続税法は、原則として個人間における財産の無償による移転について担税力を認めて課税する税法であるため、人の死亡により遺産を取得した場合に課される相続税と、生前に贈与により財産を取得した場合に課せられる贈与税の2つの税目がある。

留意点 用 語

- ・ 被相続人…死亡した人、相続される人
- ・ 相続……被相続人の遺産を無償かつ無条件で取得すること
- ・ 相続人……相続により遺産を取得した人
- ・ 遺言……死亡した人が自己の財産（遺産）の死亡後の取扱いを死亡前に指示することをいい、ここでは、適正な法的手続に基づいた有効なもののみを指す。
- ・ 遺贈……遺言により遺産を取得すること
- ・ 受遺者……遺贈により遺産を取得した人（相続人が遺言により財産を取得した場合には、その者は受遺者と呼ばず相続人と呼ぶので注意する。）
- ・ 贈与……金銭・物品などを無償でおくり与えること
- ・ 贈与者……財産を無償で与えた人
- ・ 受贈者……財産を無償で取得した人

MEMO

2

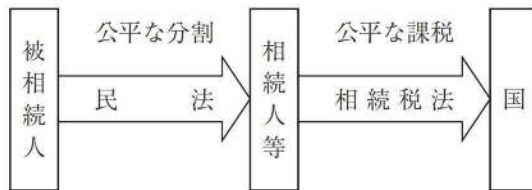
民 法

相続税と民法

① 相続税法と民法の関係

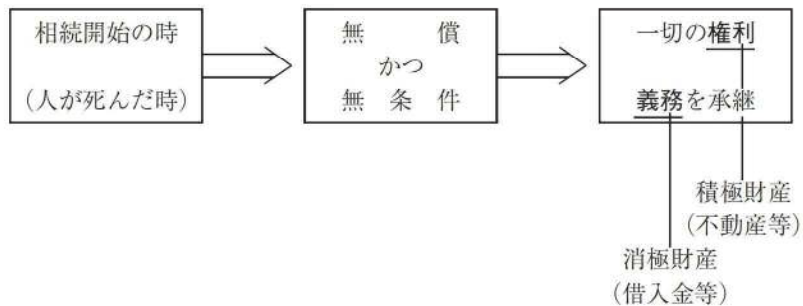
相続税法の概要の章で学習したように、相続税は被相続人から財産を承継した相続人（受遺者）に対し、課税することとしている。

なお、各相続人が取得する財産については、民法により公平に分割が行えるように規定がされている。そのため、相続税法を学習する上で、課税対象を正しく判断するためには、まず、民法の学習をしなければならない。



② 相続とは何か（民896）

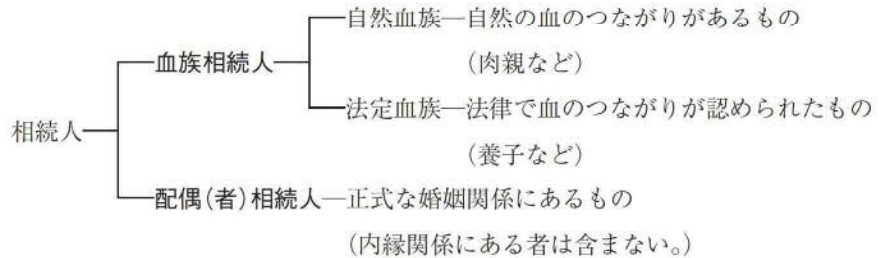
相続人は



相続人

① 相続人の構成

相続人とは、被相続人の残した財産を無償、かつ、無条件で承継できる者をいい、次のように大別される。



※ 配偶者以外の者は被相続人と血のつながりがなければならない。

② 相続人となれる者

相続人になれる者は、被相続人の配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹に該当する者に限られる。

- (1) 配偶者……妻
- (2) 子……長男、次男
- (3) 直系尊属……父、母、祖父、祖母
- (4) 兄弟姉妹……妹、弟

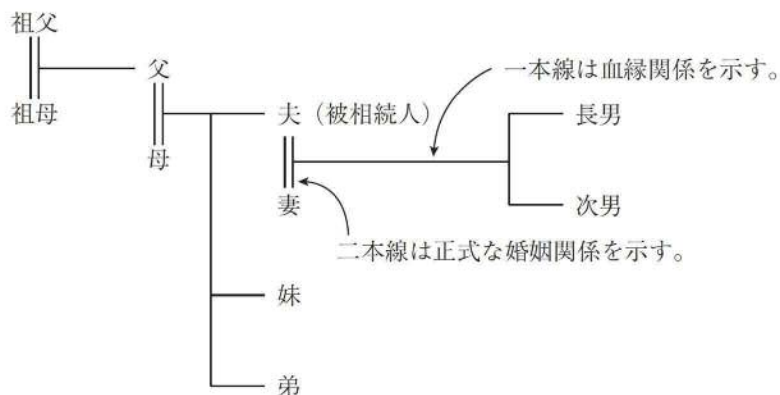
※ 1 直系とは、血族として縦一列の関係にあるものをいう。

※ 2 尊属とは、自分より目上の立場の者を指す。

※ 3 卑属とは、自分より目下の立場の者を指す。

例) 直系卑属……子、孫など

〈親族図表〉



※ 親族図表とは、死亡した者（被相続人）を中心とした人物関係図である。

③ 相続順位（民887①、889①、890）

相続人の範囲のうち、血族相続人（子、直系尊属、兄弟姉妹）については、同時に相続人になることはなく、優先順位が付されている。

5

第1順位……	子		
第2順位……	直系尊属	+	配偶者
第3順位……	兄弟姉妹		

（注）

10

1. 異順位の者が同時に相続人となることはない。（例：子と父）
2. 配偶者以外の相続人は「血族相続人」（自然血族、法定血族）であることが前提
3. 配偶者は「常に相続人となる」ことに注意する。

15

20

25

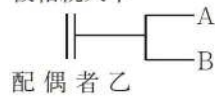
30

35

(1) **配偶者** (民890) …常に相続人となる。

子、直系尊属、兄弟姉妹と同順位で相続人となる。

① 被相続人甲



相 続 人	
乙	5
A	
B	

② 父



相 続 人	
乙	10
父	
母	

③ 父 (以前死亡)



相 続 人	
乙	15
A	

※ 以前死亡とは、被相続人の死亡以前に死亡していることを指す。

④ 先 妻 丙



相 続 人	
乙	25
A	
B	

※ 被相続人の配偶者とは、被相続人死亡当時の配偶者である。

この場合、後妻乙が配偶者として相続人となる。

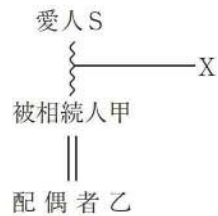
(2) **子の範囲** (民887①)

- ① 嫡出子…正式な婚姻関係のもとに生まれた子



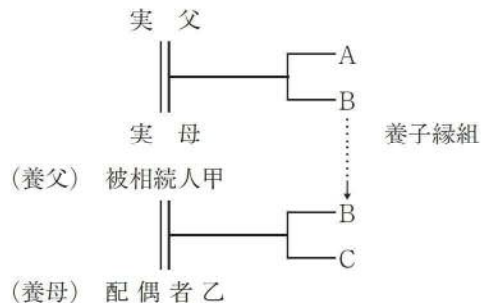
相 続 人
乙
A

- ② 非嫡出子…正式な婚姻関係外に生まれた子



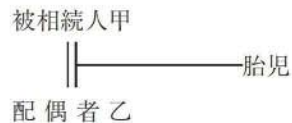
被相続人	女性	⇒	Xは無条件で血族相続人となる。
	男性	⇒	Xは認知を要件として血族相続人となる。

- ③ 養子…法律によって血のつながりが認められた子



人 続 相
乙
B
C

- ④ 胎児（民886①）…既に生まれたものとみなす。



相 続 人
乙 胎児

参 考**認知の意味**

認知とは、父が婚姻外に生まれた子を自分の子であると認めることをいう。その効果として認知された子は、出生の時にさかのぼって父の子として扱われることになる。(民784)

従って、認知がなければ父の子（非嫡出子）として扱われないことになる。

なお、母は出産という既成事実があるため認知の必要性がない。

留意点**養子とは**

① 養子（左図ではB）は、縁組の日から、養親（左図では被相続人甲及び配偶者乙）の嫡出子の身分を取得する。(民809)

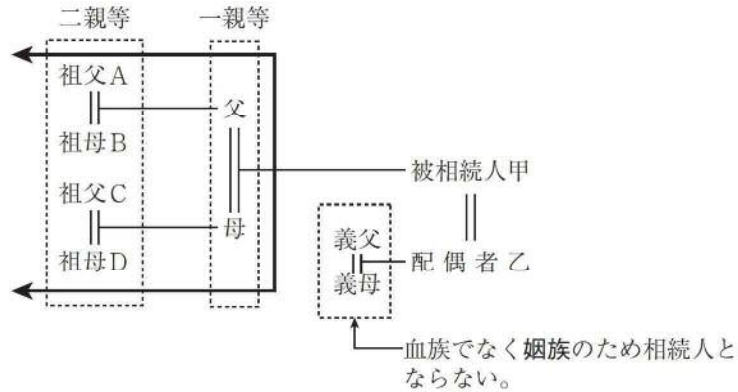
② 養子と養親及びその血族（左図ではC）との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。(民727)

③ 自然血族（左図では実父、実母及びAとの親族関係）は消滅しない。

したがって、実父、実母が死亡した場合においても、Bは嫡出子の身分を有し、相続人となる。

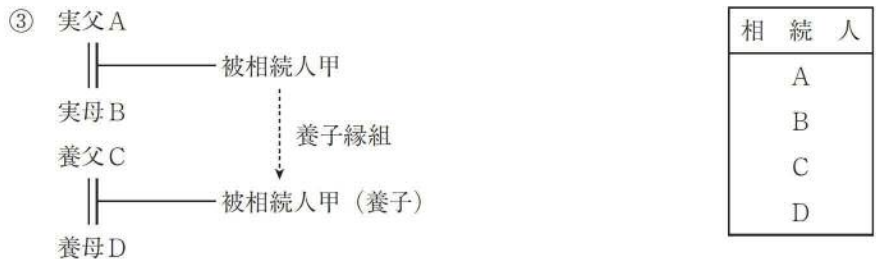
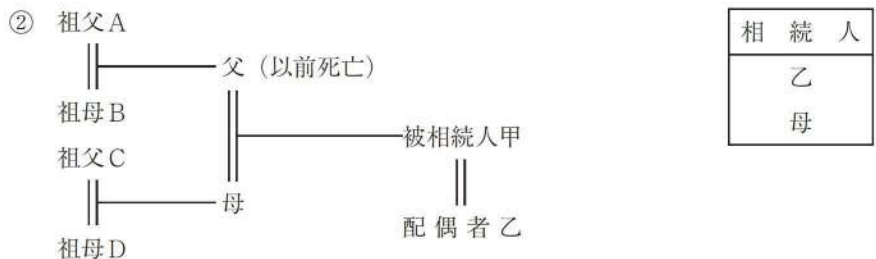
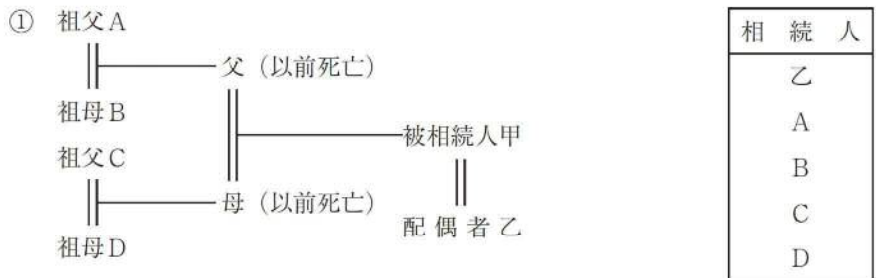
- (3) **直系尊属の範囲** (民889①一)…相続人となるべき子がない場合に相続人となる。

直系尊属とは、父母、祖父母等を指す包括概念であり、被相続人甲から見た場合次のような者をいう。



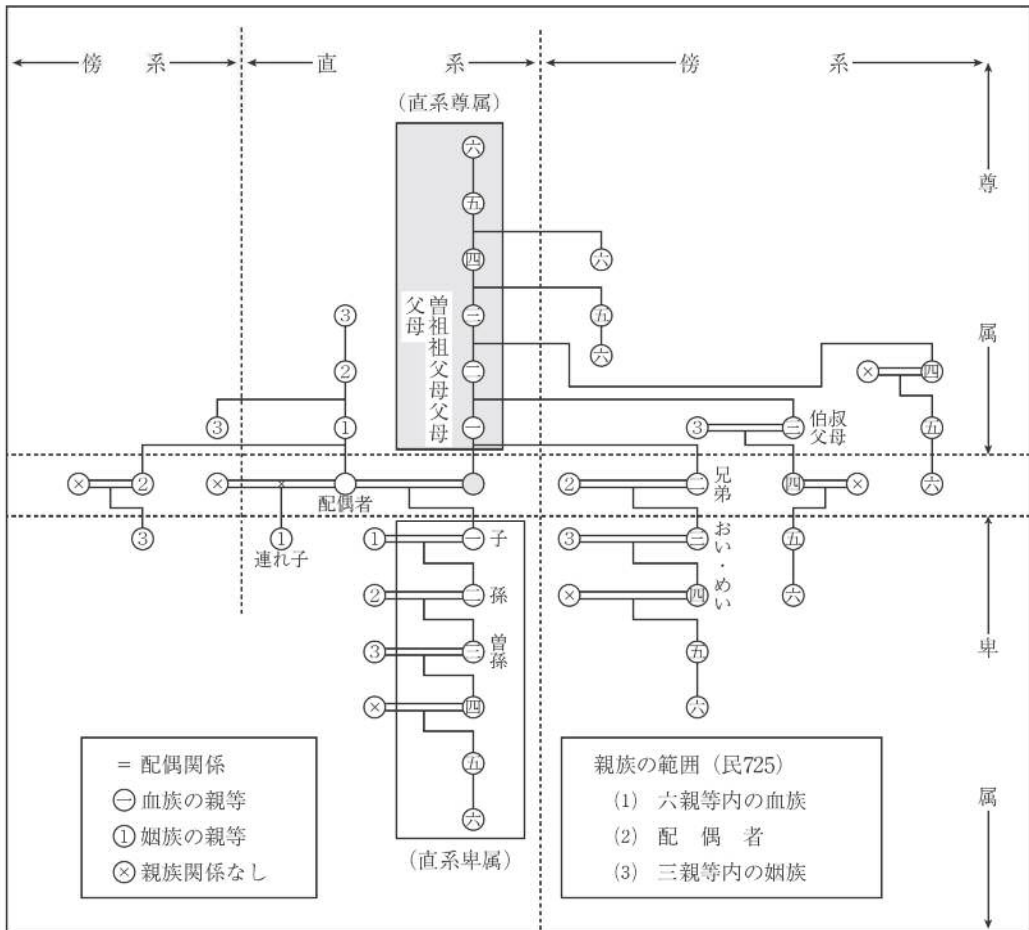
※ 親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

よって、一親等（父母）と二親等（祖父母）の者が同時に相続人になることはない。



参 考 親族・親等図表

見方：すべて自分からみる

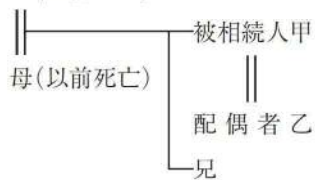


※1 直系尊属と直系卑属をあわせて直系血族という。

※2 姻族とは、配偶者の血族及び血族の配偶者をいう。

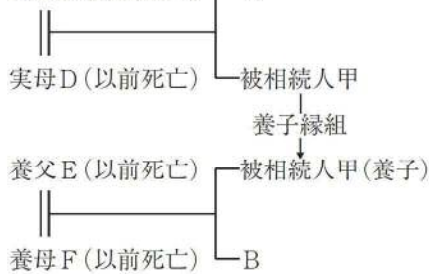
- (4) **兄弟姉妹の範囲** (民889①二) …相続人となるべき子、直系尊属がない場合に
相続人となる。

① 父(以前死亡)



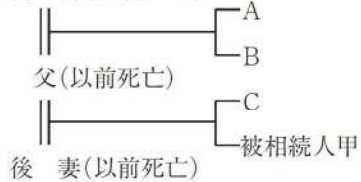
相 続 人
乙
兄

② 実父C(以前死亡)



相 続 人
A
B

③ 先 妻(以前死亡)



相 続 人
A
B
C

- ※ 1. 全血兄弟姉妹とは、父母の双方を同じくする兄弟姉妹をいう。
(上記③においてはC)
- ※ 2. 半血兄弟姉妹とは、父母のうち片方のみを同じくする兄弟姉妹をいう。
(上記③においてはA・B)

5

10

15

20

25

30

35

代襲相続

① 概 要

本来の相続人が一定事由に該当し、相続人になれない場合にその者の子・孫など本来相続権のない者が代わりに相続することを代襲相続といい、代襲相続により相続人となった者を代襲相続人、代襲された者を被代襲者という。

② 代襲相続の原因

(1) 以前死亡 ……同時死亡を含む。

(2) 欠 格 } 相続権の喪失

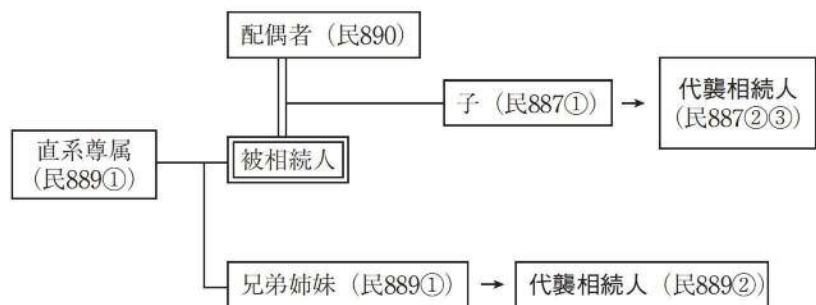
(3) 廃 除 }

※ 相続開始後死亡は代襲相続の原因とはならない。

※ 欠格とは、相続において特定の相続人につき故意に被相続人、先順位・同順位の相続人を死亡するに至らせ又は至らせようとしたために刑に処せられた場合など不正な事由が認められる場合に、その者の相続権を失わせる制度である。

※ 廃除とは、遺留分を有する推定相続人が被相続人に対して虐待をした場合など著しい非行があった場合において、被相続人が家庭裁判所に請求し、その推定相続人の相続資格を剥奪する制度である。

③ 相続人の範囲



④ 相続順位 (民887、889、890)

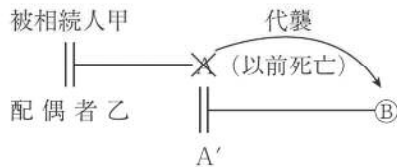
(1) 第1順位……	子 (及び代襲相続人)	+	配 偶 者
(2) 第2順位……	直系尊属		
(3) 第3順位……	兄弟姉妹 (及びその子)		

具体例

代襲相続

(1) 子の場合

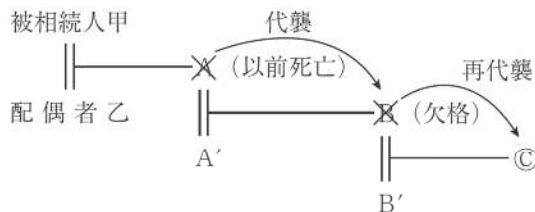
① 一回目の代襲（民887②）



相 続 人
乙
B

〔Aが相続人となれないため
Bが代わって相続人となる
ことができる。〕

② 二回目以降の代襲（民887③）

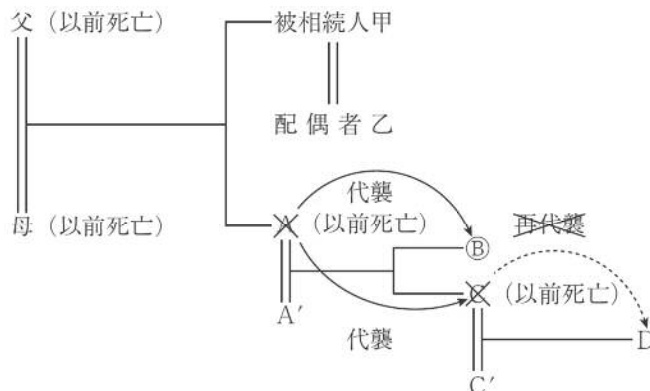


相 続 人
乙
C

〔Aが相続人となれないため
Bが代わりに相続人とな
れるがBについても相続人
になれないためCが相続人
となる。〕

(2) 兄弟姉妹の場合（民889②）

（ポイント）…兄弟姉妹については、再代襲の制度は認められない。



相 続 人
乙
B

(3) 直系尊属の場合

代襲概念なし

理由：直系尊属はすべてが第2順位としてはじめから相続権を有する。直系尊属とは父母、祖父母を含む包括概念であり、相続の場合はそのうち親等の近い者を優先することとしている。

参 考 代襲の適用区分

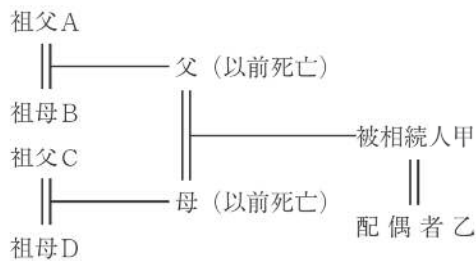
《代襲の適用区分》

	代 襲	再 代 襲
子	○	○（無制限）
兄 弟 姉 妹	○	×（再代襲なし）
②直系尊属	概念なし	概念なし

② 代襲は下に下がるもので上には行かない。

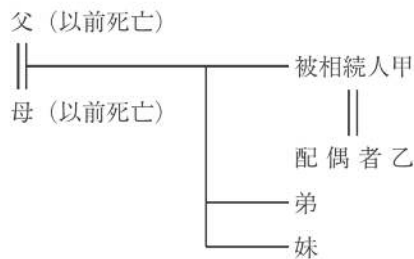
参 考 相続順位と代襲相続

直系尊属の場合



A・B・C・Dは父・母の代襲相続人として相続するのではなく第2順位の相続人（2親等の直系尊属）として相続することに注意

兄弟姉妹の場合



弟・妹は父・母の代襲相続人として相続するのではなく第3順位の相続人として相続することに注意

5

10

15

20

25

30

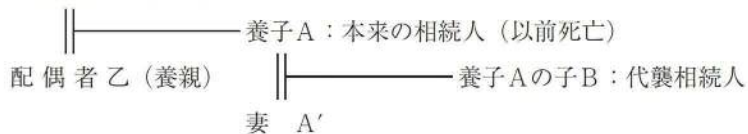
35

本来の相続人が被相続人の養子となっていた 場合のその養子の子の取扱い(代襲相続の有無)

① 概 要

被相続人の孫が代襲相続をするには被相続人の直系卑属に該当する必要があるが、本来の相続人が養子縁組により被相続人の養子となっていた場合には、養子の子が被相続人の直系卑属に該当しているかどうかの判断が必要となる。

被相続人甲（養親）



② 養子の子の取扱い

(1) 養子縁組後に出生している場合

被相続人の直系卑属に該当するため、代襲相続人となることができる。

甲：養親

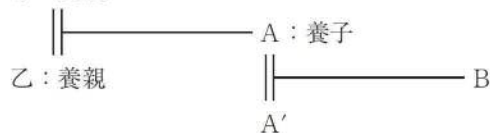


※ 養子（A）は、養子縁組の日から、養親（甲及び乙）の嫡出子の身分を取得する（Aと甲及び乙の血のつながりが認められる。）。



養子縁組後にBが出生

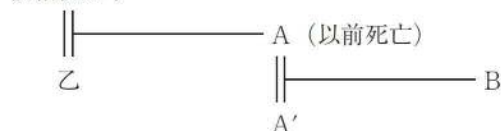
甲：養親



※ Bは、甲の直系卑属に該当する。



被相続人甲



※ Bは、代襲相続人となることができる。

(2) 養子縁組前に出生している場合

本来の相続人は、養子縁組の日から養親の嫡出子となるが、養子縁組前に出生している養子の子については被相続人の直系卑属に該当しない（養子縁組の効果は、養子となった者と養親及びその血族との間で生ずるものであり、養子となった者の子に対しては及ばない。）ため、代襲相続人となることができない。

5



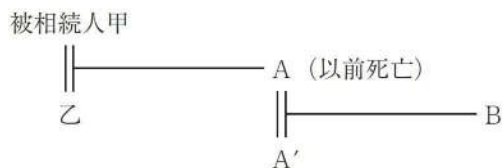
Aが甲及び乙と養子縁組

10



※ 養子縁組の効果はBには及ばないため、Bは、甲の直系卑属に該当しない。

15



20

※ Bは、代襲相続人となることができない。

25

30

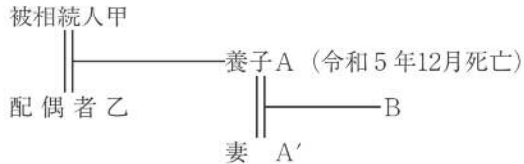
35

具体例

次の設例に基づき、相続人に該当する者を判定しなさい。

なお、被相続人甲は、令和8年5月20日に死亡しているものとする。

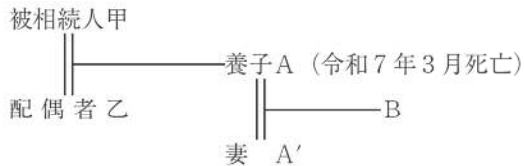
<設例1>



(注1) Aは、令和2年3月20日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、令和5年5月15日に出生している。

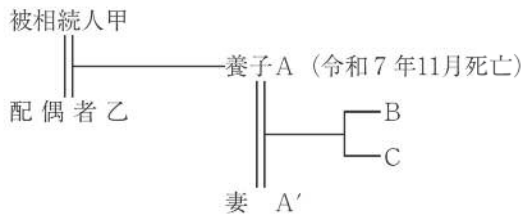
<設例2>



(注1) Aは、令和4年7月21日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、平成31年2月15日に出生している。

<設例3>



(注1) Aは、令和5年4月3日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、令和3年2月25日に出生している。

(注3) Cは、令和6年9月5日に出生している。

解 答

<設例1>

乙、B

<設例2>

乙

※ Bは、Aの養子縁組前に出生しているため、被相続人甲の直系卑属に該当しない。
よって、代襲相続人となることができない。

<設例3>

乙、C

※ Bは、Aの養子縁組前に出生しているため、被相続人甲の直系卑属に該当しない。
よって、代襲相続人となることができない。

※ Cは、Aの養子縁組後に出生しているため、被相続人甲の直系卑属に該当し、代襲相続人
となることができる。

5

10

15

20

25

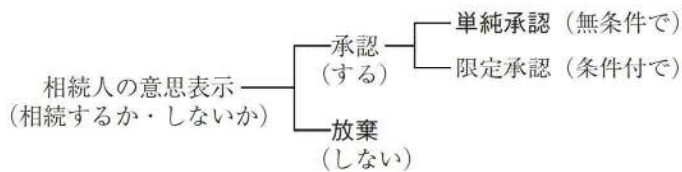
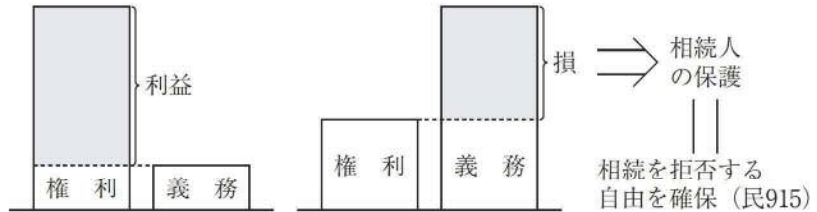
30

35

相続の承認と放棄

① 概要

相続人は被相続人の一切の「権利」「義務」を承継する（民896）が、被相続人の財産を承継するかどうかは相続人が選択することができる。



② 相続の放棄

(1) 方式（民938）

放棄をする旨を家庭裁判所に申述

(2) 効果（民939）

初めから相続人とならなかったものとみなす

(3) 代襲相続との関係

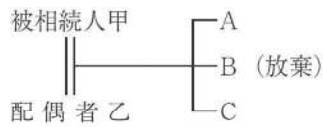
放棄者の子は代襲相続人となれない（注）

（注） 相続の放棄は代襲原因ではない。

具体例

相続人の判定

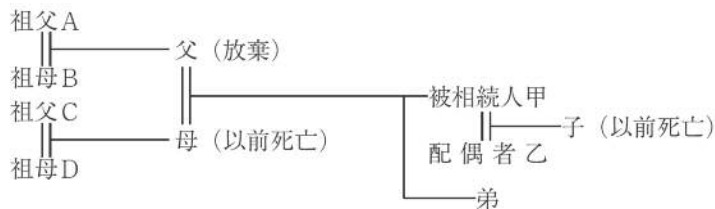
① 第1順位の場合



相続人
乙
A
C

5

② 第2順位の場合

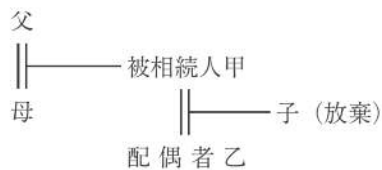


相続人
乙
A
B
C
D

10

15

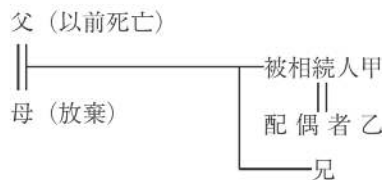
③ 相続順位が変わる場合



相続人
乙
父
母

20

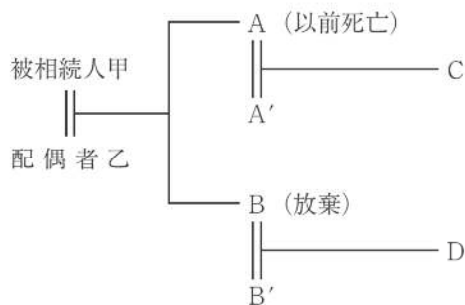
④ 相続順位が変わる場合



相続人
乙
兄

25

⑤ 代襲相続との比較



相続人
乙
C

30

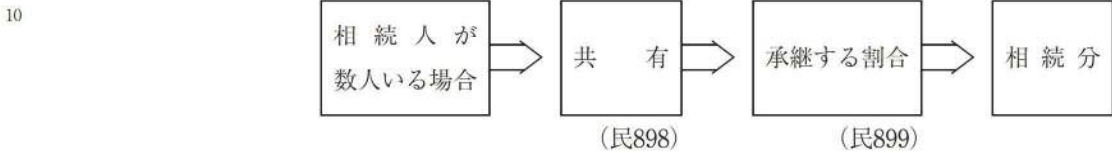
35

相続分

① 意義

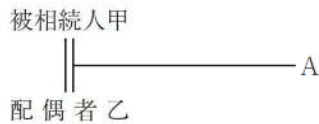
5 相続人が複数いる場合には、各相続人が取得する財産は、原則として相続人間の話し合い（分割協議）により決められる。

この場合、相続が開始してから分割協議が成立するまでは所有者が確定しないため、相続人全員で被相続人の遺産を共有することとなる。そのため、共同所有となった遺産について承継する割合（相続分）を定めておく必要がある。



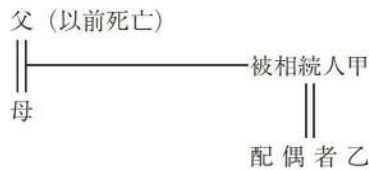
② 法定相続分（民900）

(1) 第1順位



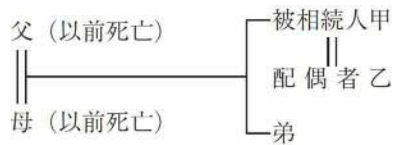
相続人	相続分
乙・A	$\frac{1}{2}$

(2) 第2順位



相続人	相続分
乙	$\frac{2}{3}$
母	$\frac{1}{3}$

(3) 第3順位



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
弟	$\frac{1}{4}$

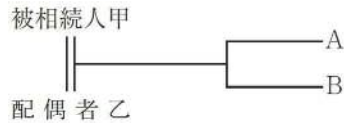
30

	第1順位	第2順位	第3順位
配偶者	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{4}$
配偶者以外	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{4}$
合計	1	1	1

(4) 血族相続人が複数の場合

取扱い…同順位で血族相続人が複数いる場合には、各自の相続分は相等しいものとする。

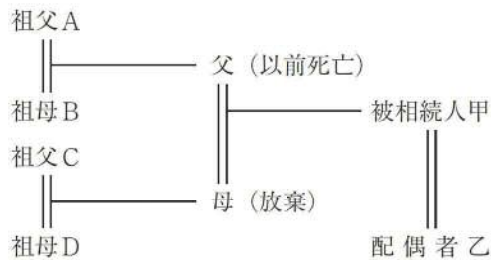
① 第1順位



相続人	相続分
乙	$\frac{1}{2}$
A・B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$

5

② 第2順位



相続人	相続分
乙	$\frac{2}{3}$
A・B・C・D	$\frac{1}{3} \times \frac{1}{4}$

10

15

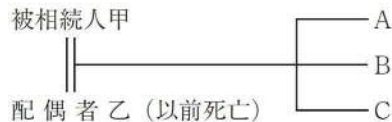
③ 第3順位



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
弟・妹	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$

20

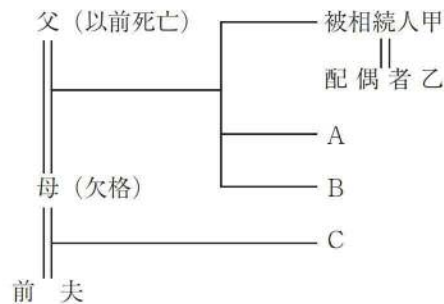
④ 配偶者が以前死亡している場合



相続人	相続分
A・B・C	$\frac{1}{3}$

25

(5) 半血兄弟姉妹の相続分



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
A・B	$\frac{1}{4} \times \frac{2}{5}$
C	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{5}$

30

※ 半血兄弟姉妹の相続分は全血兄弟姉妹の相続分の $\frac{1}{2}$ とする。

(全血兄弟姉妹の相続分：半血兄弟姉妹の相続分＝2：1とする。)

35

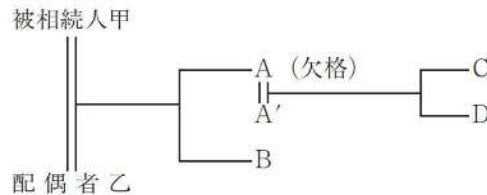
③ 代襲相続分 (民901)

代襲原因	以前死亡
	欠格
	廃除

※ 代襲相続人の相続分は被代襲者の相続分と同じとする。

この場合において、代襲相続人が複数いる場合には、民法900条の規定を準用するものとする。(民法-26参照)

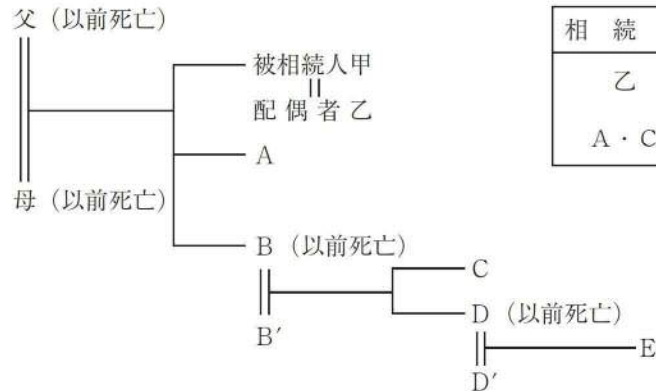
(1) 第1順位の場合



相続人	相続分
乙	$\frac{1}{2}$
B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$
C・D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$

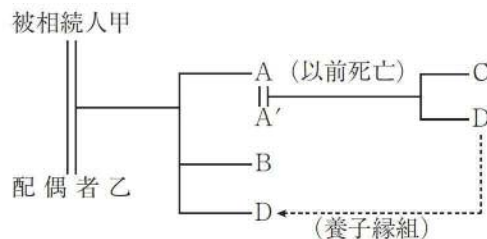
(2) 第2順位の場合 → 代襲なし

(3) 第3順位の場合



相続人	相続分
乙	$\frac{3}{4}$
A・C	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{2}$

(4) 二重身分

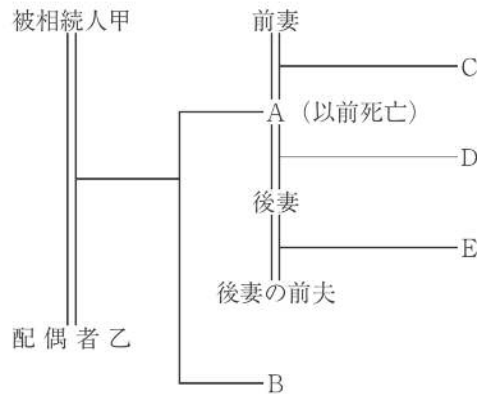


相続人	相続分
乙	$\frac{1}{2}$
B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$
C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$
D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2}$

※ 二重身分とは通常、養子としての相続分と代襲相続人としての相続分の両方を持ち合わせている場合をいう。

(5) 連れ子 (民887②但書)

(例) 後妻の連れ子…E

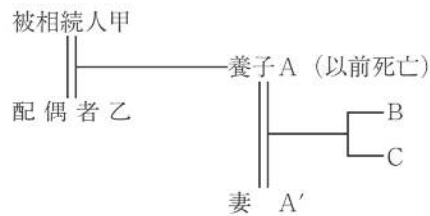


相 続 人	相 続 分
乙	$\frac{1}{2}$
B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$
C・D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$

5

10

(6) 縁組前出生



相 続 人	相 続 分
乙・C	$\frac{1}{2}$

15

(注1) Aは、令和4年5月3日に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

(注2) Bは、令和2年3月25日に出生している。

20

(注3) Cは、令和5年10月5日に出生している。

参 考

指定相続分 (民902)

指定相続分とは、被相続人が遺言で定めた相続分であり、法定相続分 (民900) 及び代襲相続分 (民901) に優先する。

25

なお、指定相続分には、全部指定 (相続人の全員に対する相続分の指定) と一部指定 (相続人のうち一部の者に対する相続分の指定) とがある。

30

35

遺言による財産の取得

① 遺贈の意義

遺贈 → 遺言による財産の無償譲渡をいう。

② 効力発生時期 (民985①)

遺贈者の死亡時 から効力発生

③ 遺贈の種類 (民964、990)

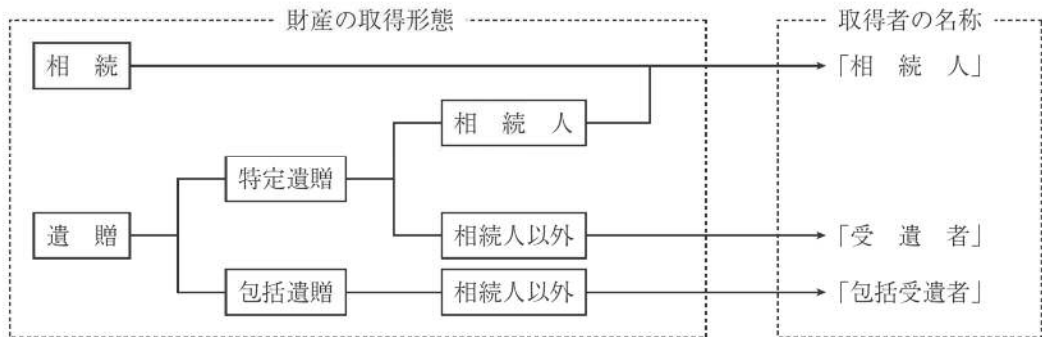
遺贈には、包括遺贈（遺贈する財産を一定割合で示したもの）と特定遺贈（遺贈する財産を具体的に特定したもの）がある。

なお、包括遺贈とは、本来相続人の地位にない者に対し、相続人と同一の権利・義務を与える行為であり、包括遺贈により財産を取得した者を包括受遺者という。

遺 贈 の 形 態	取得者	取 り 扱 い	取得者の名称
包括遺贈 (割合を指定)	(注1) 相続人 以 外	包括遺贈として取り扱う 「相続人と同一の権利・義務 を有する。」 (民990)	包括受遺者
特定遺贈 (具体的に財産を指定)	相続人	特定遺贈として取り扱う	相続人
	(注2) 相続人 以 外		(特定)受遺者

(注1) 相続人に遺言で割合を指定した場合は包括遺贈ではなく、指定相続分として取り扱う。

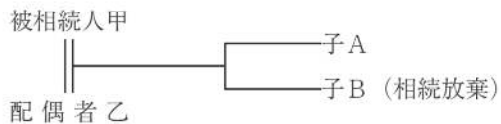
(注2) 相続の放棄と遺贈の放棄は別行為であるため、相続を放棄した者が、遺贈により財産を取得する場合もある。

留意点**財産の取得形態及び取得者の名称のまとめ****参考****遺言の効力**

遺言は被相続人の意志に基づくものであるため尊重すべきである。そのため、遺言については、相続人間の分割協議より優先される。

具体例

各相続人等の取得金額を答えなさい。



被相続人甲の遺産1億円のうち1,000万円については遺言により相続を放棄した子Bが取得することとなった。なお、被相続人甲の相続人は、配偶者乙と子Aのみであり遺贈財産以外の被相続人の遺産は分割協議により、相続分で取得することが確定している。

解答

B……1,000万円

乙…… $(1 \text{ 億円} - 1,000 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 4,500 \text{ 万円}$

A…… $(1 \text{ 億円} - 1,000 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 4,500 \text{ 万円}$

MEMO

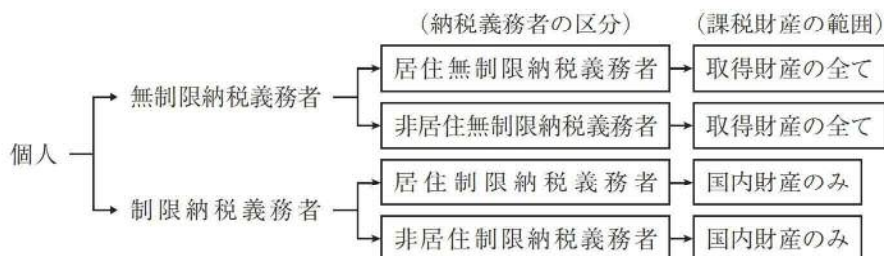
3

納税義務者

相続税の納税義務者 (特定納税義務者を除く) (法1の3)

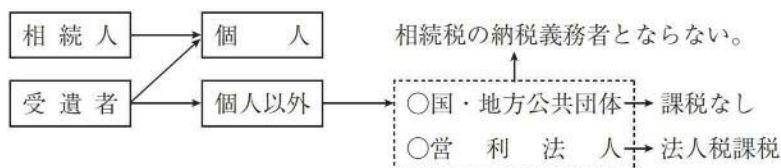
① 納税義務者の区分・課税財産の範囲

相続税の納税義務を負う者は、次に掲げる区分に該当する者である。



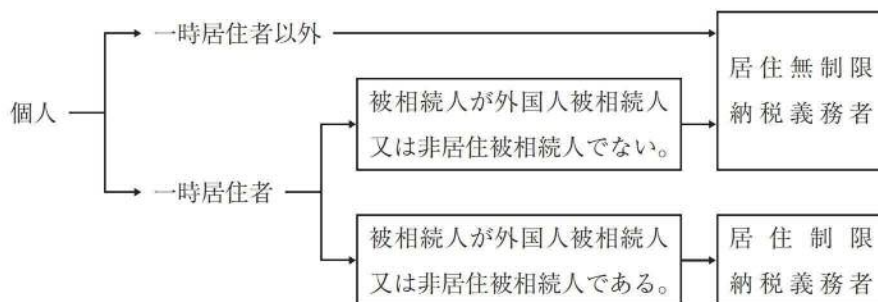
※ 原則として、個人以外の者は相続税の納税義務者とならない。

個人 = 自然人 (基通1の3・1の4共-1)



② 納税義務者の判定 理論 1-1

(1) 相続人等の相続開始時の住所が日本にある場合



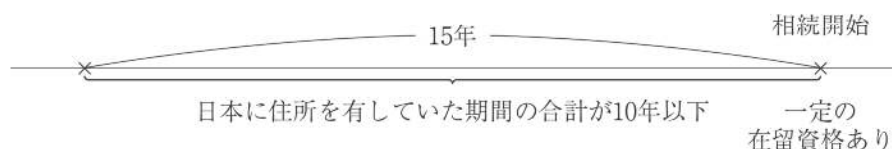
⇒ 相続人等は、「居住無制限納税義務者」又は「居住制限納税義務者」に該当することとなる。

参 考

用語の意義

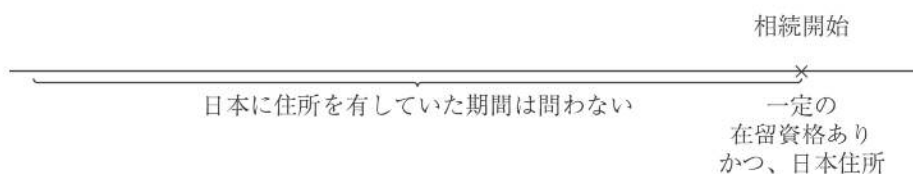
(1) 一時居住者

相続開始時において在留資格で一定のものを有する者であつてその相続開始前15年以内に於いて法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。



(2) 外国人被相続人

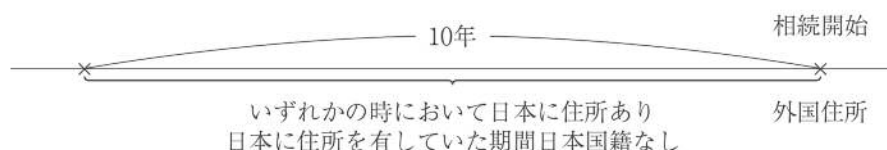
相続開始時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。



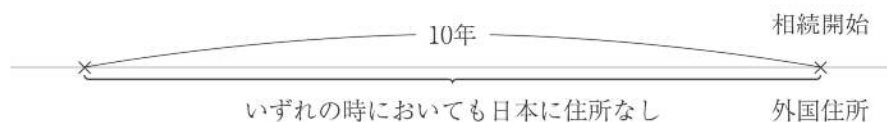
(3) 非居住被相続人

相続開始時において法施行地に住所を有していなかった被相続人であつて、その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその相続開始前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

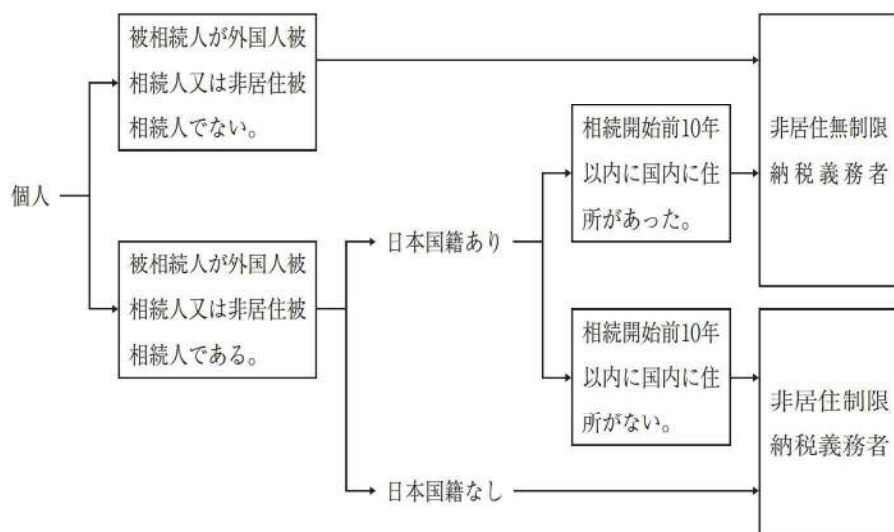
①



②



(2) 相続人等の相続開始時の住所が外国にある場合



⇒ 相続人等は、「非居住無制限納税義務者」又は「非居住制限納税義務者」に該当することとなる。

15

③ 住所の判定

財産取得時の住所で判定

||

相続開始時（被相続人の死亡時）の住所

20

（注）住所＝生活の本拠

（基通1の3・1の4共-5）

④ 計算パターン（コメント）

- 25
- ・ 相続税の納税義務者とならない。
 - ・ 在外財産は課税財産に含まれない。

具体例

次の〈資料〉に基づいて、各人の相続税が課税される金額を求めなさい。

〈資料〉

1. 日本に住所を有する被相続人甲（外国人被相続人に該当しない。）の相続人等はおのりである。



（注） Aは、アメリカ合衆国に住所及び国籍を有しているが、他の者はすべて日本に住所及び国籍を有している。

2. 被相続人甲から相続又は遺贈により財産を取得した者は次のとおりである。

配偶者乙	60,000,000円
A	50,000,000円（うち国外財産が3,000,000円含まれている。）
B	40,000,000円（うち国外財産が2,000,000円含まれている。）
C株式会社	10,000,000円

解 答

乙	60,000,000円
A	50,000,000円
B	40,000,000円
C株式会社	相続税の納税義務者とならない。

解 説

Aはアメリカ合衆国に住所及び国籍を有しているが、被相続人甲が外国人被相続人又は非居住被相続人に該当しないため、非居住無制限納税義務者に該当し、課税財産は国内財産及び国外財産の全てである。

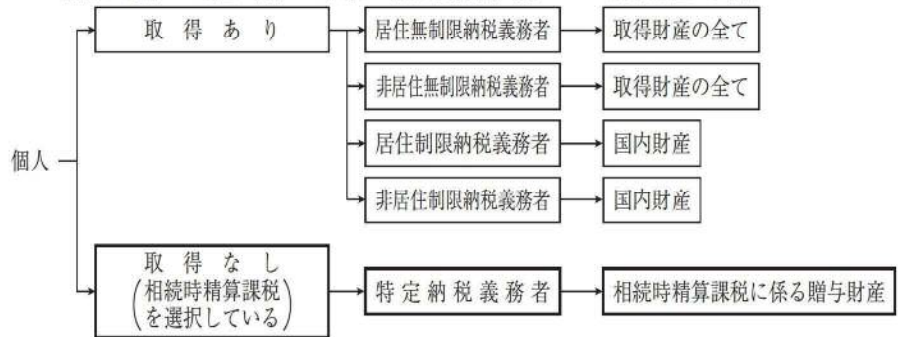
C株式会社は個人ではないため、相続税の納税義務者とならない。

特定納税義務者 (法 1 の 3 ①五)

① 納税義務者の区分 理論 1-1(1)

相続税の納税義務を負う者は、次に掲げる区分に該当する者である。

(相続又は遺贈による財産の取得による区分) (納税義務者区分) (課税財産の範囲)



留意点

相続税の納税義務者となる者は相続又は遺贈により財産を取得した者を原則とするが、相続又は遺贈により財産を取得しなかった者がおり、かつ、その者が被相続人からの生前の贈与について相続時精算課税の規定の適用を受けている場合には、相続税の前払的性質を有する贈与税の精算を行うため、特定納税義務者として相続税の納税義務者とする必要がある。

留意点**特定納税義務者の意義**

贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人（居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者、居住制限納税義務者及び非居住制限納税義務者を除く。）

留意点**法19（生前贈与加算）との比較**

	生前贈与加算	相続時精算課税
趣 旨	相続税本税での課税のし直し	相続税と贈与税の一体化
対 象 財 産	相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与財産	被相続人から取得した贈与財産のうち、相続時精算課税の規定の適用を受けているもの（すべて）
相続・遺贈財産を取得しなかった場合	生前贈与加算しない。	相続税の課税価格の計算を行う。 （＝特定納税義務者）
評 価 額	贈与時の価額	贈与時の価額－基礎控除（※）

※ 令和5年12月31日以前の贈与については、基礎控除の適用なし

図 解

5 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される 贈与財産価額
R 7	D	別荘 20,000,000－1,100,000＝18,900,000	18,900,000

6 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 項 目	乙	C	E	D	合 計
特 定 遺 贈 財 産	93,254,000	55,680,000	32,616,000		
相 続 財 産	10,000,000	3,000,000	5,000,000		
みなし取得財産	5,000,000		3,000,000		
相続時精算課税適用財産				18,900,000	
債 務	△5,000,000			△2,500,000	

MEMO

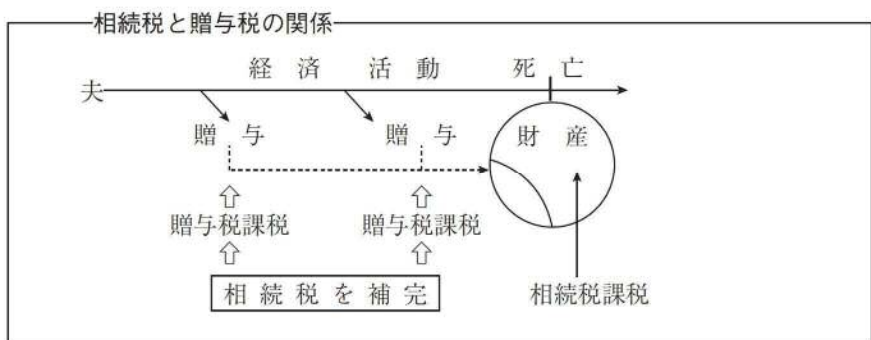
18

贈 与 税

贈与税の概要

① 相続税と贈与税の関係

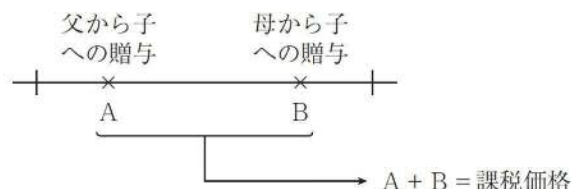
- (1) 相続税は、被相続人が死亡した時に相続人等が被相続人の財産を無償で取得した場合にその無償取得財産に対して課される税である。ところが、被相続人が生前に相続財産となるべきものを贈与した場合はどうであろうか。
- (2) 贈与税という税がなかったら、相続税の課税を免れるために生前に配偶者や子供に財産を分けることが考えられる。
- (3) それでは相続税を設けた意味はなくなってしまう。そこで将来相続税が課税される財産を生前に贈与した場合には、贈与税を課税し、相続税を補完しているのである。つまり、贈与税は、相続税の課税ができない場合に相続税を補完する目的で課税するものであり、相続税の補完税であるといえ、両者は密接な関係を有している。



② 贈与税額の計算の原則

- (1) 暦年単位課税
- (2) 受贈者単位課税

受贈者がその年1月1日から12月31日までに贈与により取得した財産に基づき贈与税額を計算する。



参 考**贈与の意義（民549）**

贈与とは、無償で財産権を移転する契約であり、民法において「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定されている。

したがって、遺贈のように一方的な意思表示のみによって成立するものではなく、当事者間における契約があってはじめて有効になる。

5

10

15

20

25

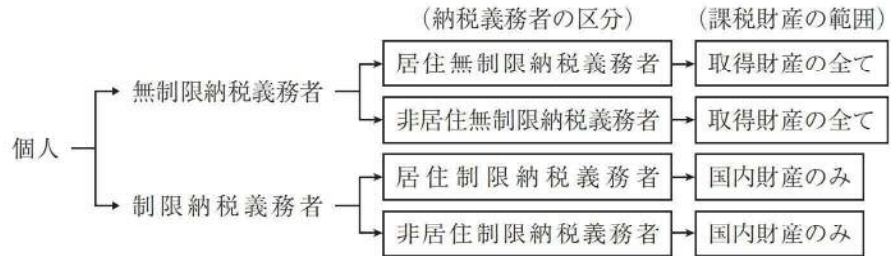
30

35

贈与税の納税義務者 (法1の4)

① 納税義務者の区分・課税財産の範囲

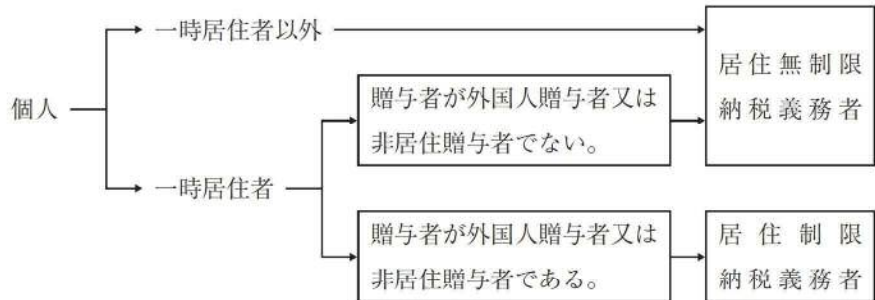
贈与税の納税義務を負う者は、次に掲げる区分に該当する者である。



※ 原則として、個人以外の者は贈与税の納税義務者とならない。

② 納税義務者の判定 理論 1-2

(1) 受贈者の贈与時の住所が日本にある場合

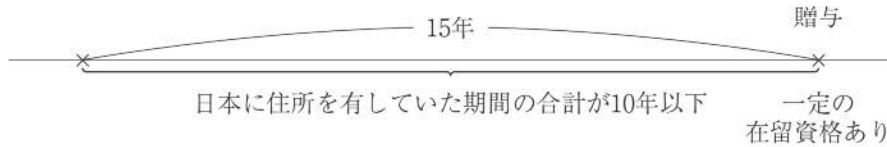


⇒ 受贈者は、「居住無制限納税義務者」又は「居住制限納税義務者」に該当することとなる。

参 考 用語の意義

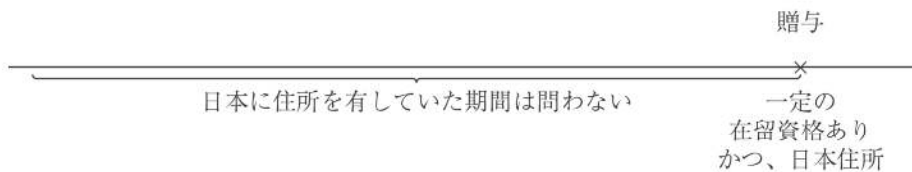
(1) 一時居住者

贈与時において在留資格で一定のものを有する者であつてその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。



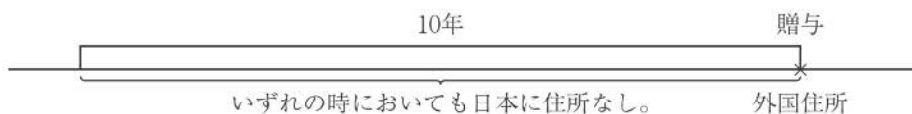
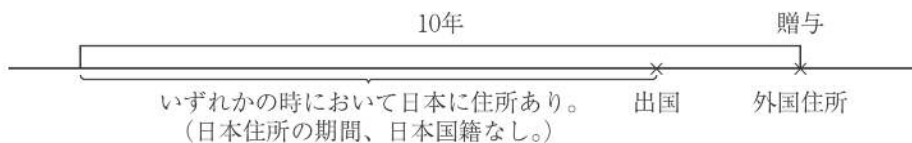
(2) 外国人贈与者

贈与時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者をいう。

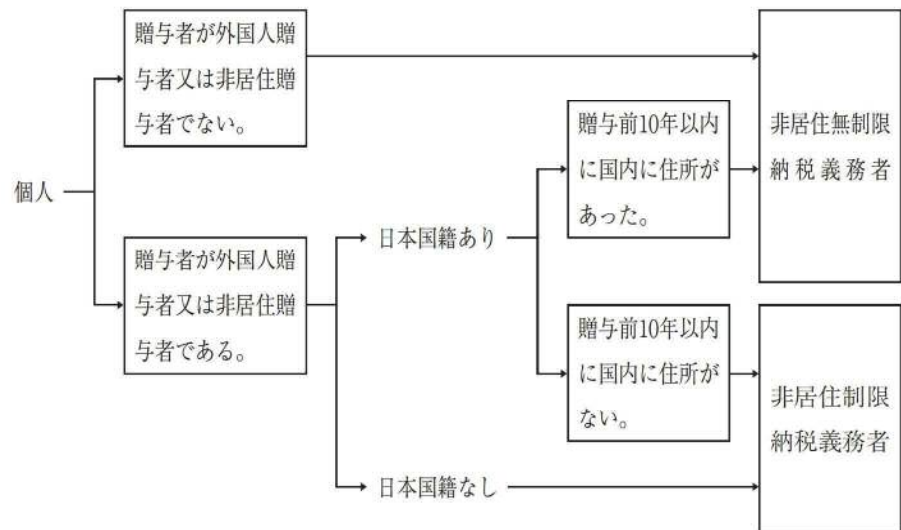


(3) 非居住贈与者

贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であつて、その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。



(2) 受贈者の贈与時の住所が外国にある場合



⇒ 受贈者は、「非居住無制限納税義務者」又は「非居住制限納税義務者」に該当することとなる。

5

10

15

20

25

30

35

③ 課税財産 (法21の2①、②、③)

(1) 範 囲 理論 1-2〔2〕(1)(2)(3)

① 居住無制限納税義務者	全ての財産
② 非居住無制限納税義務者	全ての財産
③ 居住制限納税義務者	内在財産のみ
④ 非居住制限納税義務者	内在財産のみ
⑤ 出国の場合	
(例) 居住無制限・非居住制限の双方に該当する場合	①+④

※ 贈与時ごとに納税義務者の区分を判定する。

(2) 財産の種類

本来の財産	
みなし財産	→ 例：生命保険金等

(3) 贈与税が課税される保険金 理論 2-2〔1〕(1)(3)

・ 被保険者の死亡に伴う保険金	→	のうち受取人以外の第三者の保険料に対応する部分 ↑ (被相続人を除く。)
・ 保険契約の満期に伴う保険金		

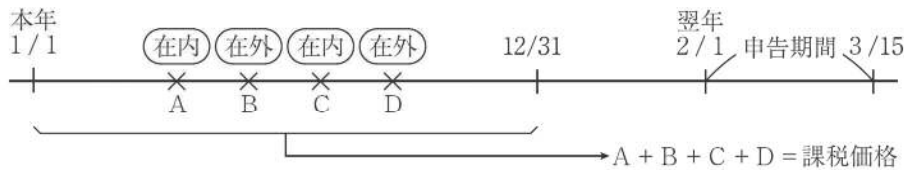
(4) 贈与税の課税価格の計算方法

課税財産 - 非課税財産 = 課税価格

留意点

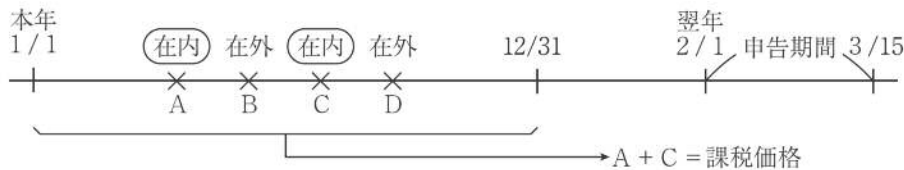
課税財産の範囲及び課税価格

(1) 居住無制限納税義務者・非居住無制限納税義務者



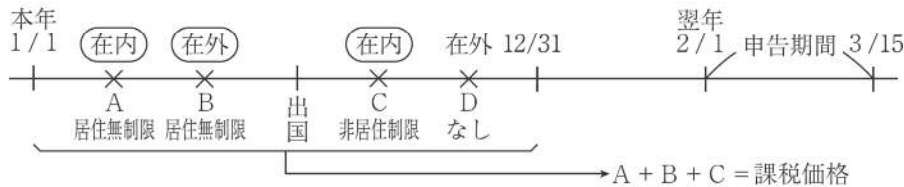
※ 贈与税の期限内申告書は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に提出しなければならない。

(2) 居住制限納税義務者・非居住制限納税義務者



(3) 出国の場合

(例) 居住無制限納税義務者・非居住制限納税義務者の双方に該当する場合
(贈与者：非居住贈与者、受贈者：外国国籍)



納税義務者の区分については贈与の時点ごとに判定する。

留意点

贈与税が課税される保険金

〈死亡保険金〉

被相続人負担分	⇒ 相続税
受取人負担分	⇒ 所得税
上記以外	⇒ 贈与税

〈満期保険金〉

受取人負担分	⇒ 所得税
上記以外	⇒ 贈与税

④ 贈与税額の計算（暦年課税）

(1) 贈与税額の計算方法

$$\boxed{\text{その年分の}} \quad \boxed{\text{贈与税の課税価格}} - \boxed{\text{贈与税の}} \quad \boxed{\text{配偶者控除額}} - \boxed{\text{贈与税の}} \quad \boxed{\text{基礎控除}} = \boxed{\text{差引残額}}$$

(千円未満切捨)
国通118①

$$\boxed{\text{差引残額}} \times \boxed{\text{税}} \quad \boxed{\text{率}} - \boxed{\text{速算表による}} \quad \boxed{\text{控}} \quad \boxed{\text{除}} \quad \boxed{\text{額}} = \boxed{\text{贈与税額}}$$

↑
超過累進税率

(百円未満切捨)
国通119①

(2) 贈与税の基礎控除（法21の5、措法70の2の4）

1,100,000円

(3) 贈与税の税率（法21の7、措法70の2の5）

贈与税額を計算する際の税率は、贈与者と受贈者の関係に基づき、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める税率を選択するものとする。

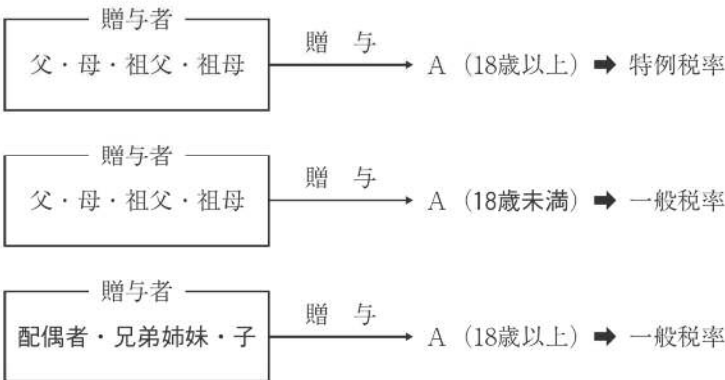
①(イ) 贈与者が直系尊属、かつ、受贈者が贈与を受けた年の1月1日において18歳以上であること

(ロ) 贈与税の期限内申告書等に特例税率の適用を受ける旨を記載し、一定の書類を添付している

➡特例税率

② ①以外➡一般税率

留意点 贈与税の税率



参考 超過累進税率の速算表による計算

贈与税の速算表

(1) 特例税率 (租税特別措置法第70条の2の5の規定に係る贈与税の速算表)

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

(2) 一般税率 (相続税法第21条の7の規定に係る贈与税の速算表)

基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率 (%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

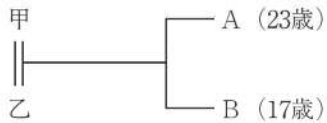
留意点 速算表における課税価格

110万円の基礎控除額を控除した差引残額に基づき、速算表を用いて贈与税額を計算する。なお、速算表における「基礎控除後の課税価格」は、単に「課税価格」と表示されることがあるが、この場合も同様に基礎控除額を控除した差引残額に基づき計算する。

また、課税価格の区分について「万円」単位で表示されることもあるため、問題で与えられる単位に注意すること。

具体例

次の資料に基づき、令和8年分の各受贈者の納付すべき贈与税額を計算しなさい。また、各受贈者は日本に住所を有するものとする。



() 書きは令和8年1月1日における年齢

- (1) 乙は、甲から令和8年2月4日に現金7,000,000円の贈与を受けた。
- (2) Bは、乙から令和8年3月23日に定期預金6,000,500円の贈与を受けた。
- (3) Aは、甲から令和8年5月15日に日本国債5,000,000円の贈与を受けた。
- (4) 乙は、令和8年11月15日に生命保険契約の契約期間満了に伴う満期保険金8,000,000円を取得した。

この契約に係る保険料は甲が $\frac{3}{4}$ 、乙が $\frac{1}{4}$ を負担していた。

〈贈与税の速算表〉

① 特例税率

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

② 一般税率

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

解 答

乙 $(7,000,000円 + 6,000,000円 - 1,100,000円) \times 45\% - 1,750,000円 = 3,605,000円$

(注) $8,000,000円 \times \frac{3}{4} = 6,000,000円$

B $6,000,500円 - 1,100,000円 = 4,900,000円$ (千円未満切捨)

$4,900,000円 \times 30\% - 650,000円 = 820,000円$

A $(5,000,000円 - 1,100,000円) \times 15\% - 100,000円 = 485,000円$

解 説

乙について……贈与者である甲は、乙にとって直系尊属に該当しないため、一般税率が適用される。

なお、乙は満期保険金8,000,000円を取得しているが、甲が負担した $\frac{3}{4}$ の保険料に対応する保険金6,000,000円については贈与税が、乙自身が負担した $\frac{1}{4}$ の保険料に対応する保険金2,000,000円については所得税が、それぞれ課税されることとなることに留意すること。

Bについて……Bは令和8年1月1日において18歳未満であるため、一般税率が適用される。

Aについて……贈与者である甲は、Aにとって直系尊属に該当し、Aは令和8年1月1日において18歳以上であるため、特例税率の適用を受けることができる。

(4) 一般税率と特例税率の適用がある場合（措法70の2の5）

- (1)① (特例贈与財産の価額+一般贈与財産の価額-1,100,000円)×特例税率
 ② $① \times \frac{\text{特例贈与財産の価額}}{\text{特例贈与財産の価額} + \text{一般贈与財産の価額}} = \times \times \times$ (円未満切捨)
 (2)① (特例贈与財産の価額+一般贈与財産の価額-1,100,000円)×一般税率
 ② $① \times \frac{\text{一般贈与財産の価額}}{\text{特例贈与財産の価額} + \text{一般贈与財産の価額}} = \times \times \times$ (円未満切捨)
 (3) (1)+(2)= $\times \times \times$ (百円未満切捨)
 ※ 特例贈与財産…特例税率により計算する贈与財産
 一般贈与財産…一般税率により計算する贈与財産

⑤ 計算パターン（コメント）

・ 贈与税の納税義務者とならない。

具体例

令和8年中にA（33歳）は、父から株式8,000,000円を贈与により取得し、特例税率を適用するための申告等を行っている。

また、同年中にAは、配偶者A'から現金2,000,000円を贈与により取得している。

Aの令和8年分の納付すべき贈与税額を求めなさい。

<参考>

(1) 一般税率

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	10,000千円以下	40	1,250千円
3,000千円以下	15	100千円	15,000千円以下	45	1,750千円
4,000千円以下	20	250千円	30,000千円以下	50	2,500千円
6,000千円以下	30	650千円	30,000千円超	55	4,000千円

(2) 特例税率

基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額	基礎控除後の課税価格	税率(%)	控除額
2,000千円以下	10	0千円	15,000千円以下	40	1,900千円
4,000千円以下	15	100千円	30,000千円以下	45	2,650千円
6,000千円以下	20	300千円	45,000千円以下	50	4,150千円
10,000千円以下	30	900千円	45,000千円超	55	6,400千円

解答

(1)① $(8,000,000円 + 2,000,000円 - 1,100,000円) \times 30\% - 900,000円 = 1,770,000円$

② $① \times \frac{8,000,000円}{8,000,000円 + 2,000,000円} = 1,416,000円$

(2)① $(8,000,000円 + 2,000,000円 - 1,100,000円) \times 40\% - 1,250,000円 = 2,310,000円$

② $① \times \frac{2,000,000円}{8,000,000円 + 2,000,000円} = 462,000円$

(3) $(1) + (2) = 1,878,000円$